

国土建第197号

平成26年12月25日

日本建設組合連合会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

技術検定試験の受検禁止の措置に関する基準について（通知）

標記について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づく技術検定について、建設業法施行令第27条の9第1項から第3項に基づく受検禁止の措置を行う場合の基準を定め、各指定試験機関に対し通知したところです。貴団体におかれましては、法令遵守の徹底の一層のご配慮、貴団体傘下事業者への周知徹底方お願いします。